

秋田市公報

あきだ

第1130号

平成31年3月10日
毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

規 則

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第1号）	1
○秋田市児童福祉法施行細則および母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第2号）	2
○身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則（第3号）	3
○秋田市中小企業振興推進会議規則（第4号）	5
○秋田市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則（第5号）	6

教 委 規 則

○秋田市立御所野学院高等学校管理規則等の一部を改正する規則（第2号）	6
------------------------------------	---

告 示

○都市計画の変更について（第20号）	7
○都市計画の変更について（第21号）	7
○指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者の廃止について（第22号）	7
○土地収用法による事業認定申請書およびその添付書類の送付について（第23号）	7
○平成30年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第24号）	8
○平成30年度分介護保険料督促状の公示送達について（第25号）	8
○平成30年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第26号）	8
○秋田市議会定例会の招集について（第27号）	8
○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について（第28号）	8
○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第29号）	8
○医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について（第30号）	9
○平成30年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第31号）	9
○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第32号）	9
○市道路線の認定に関する告示における認定事項の一部変更について（第33号）	9
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第34号）	9

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第35号）	10
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第36号）	10
○国民健康保険税督促状の公示送達について（第37号）	10
○建築基準法による意見の聴取について（第38号）	10
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第39号）	10
○認可地縁団体の認可について（第40号）	10
○差押調書（謄本）、配当計算書および差押解除通知書の公示送達について（第41号）	11
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第42号）	11
○秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第43号）	11
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第44号）	11
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第45号）	12
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第46号）	12
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第47号）	12

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第2号）	12
○教育委員会臨時会の招集について（第3号）	12

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第2号）	12
----------------------	----

上下水道局告示

○指定給水装置工事事業者の休止について（第4号）	12
○指定排水設備工事事業者の休止について（第5号）	13
○指定給水装置工事事業者の廃止について（第6号）	13
○指定排水設備工事事業者の廃止について（第7号）	13

公 告

○都市計画の変更に関する図書の写しの送付について	13
○建築基準法による道路の指定について	13
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	13
○農用地利用集積計画の策定について	14

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第1号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第18のイの表中	〔 29 29 29 30 30 30 31 31 31 31 32 32 32 33 33 33]	〔 28 29 29 29 29 30 30 30 30 31 31 31 31 32 32 32]	を	に改め、別表第18
------------	--	--	---	-----------

のウの表中	〔 34 35 36 37 37 38 38 39 39 40]	〔 33 34 34 35 35 36 36 37 38 39]	を	に改める。
-------	--	--	---	-------

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(平成30年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
- 3 平成30年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間ににおいて、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。
(施行日から平成31年3月31日までの間における異動者の号俸)
- 4 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日にお

ける号俸については、改正前の規則の規定による号俸とすることができます。

秋田市児童福祉法施行細則および母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第2号

秋田市児童福祉法施行細則および母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

（秋田市児童福祉法施行細則の一部改正）

第1条 秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 平成30年度に限り、別表第1のA階層に属していた世帯であって平成30年厚生労働省告示第317号の規定により平成30年10月1日以後に同表のB階層に属することとなったもののうち、特に生活が困窮しているものとして市長が認めるものについては、当該世帯に係る徴収基準月額および加算基準月額は、零とする。

別表第1の備考に次のように加える。

8 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（同法第313条第1項に規定する所得の合計額をいい、1月から6月までの間の措置においては、前々年の所得とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税が非課税の者として取り扱うものとする。この場合において、寡婦又は寡夫とみなした者（以下「みなし寡婦等」という。）であって、市町村民税が非課税の者として取り扱う者以外のものについて、所得割の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額以下である子をいい、他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）
- (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

別表第2の備考の5ただし書中「備考の11」を「備考の12」に改め、同表の備考の11を同表の備考の12とし、同表の備考の10中「備考の11」を「備考の12」に改め、同表の備考の10を同表の備考の11とし、同表の備考の9の次に次のように加える。

10 別表第1の備考の8の規定は、この表におけるみなし寡婦等に係る市町村民税が非課税の者としての取扱い又は市町村民税もしくは所得税の額の計算について準用する。

(母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第2条 母子保健法による費用の徴収に関する規則（平成9年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 平成30年度に限り、別表のA階層に属していた世帯であって平成30年厚生労働省告示第317号の規定により平成30年10月1日以後に同表のB階層に属することとなったもののうち、特に生活が困窮しているものとして市長が認めるものについては、当該世帯に係る徴収基準月額および加算基準月額は、零とする。

別表の備考に次のように加える。

6 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（同法第313条第1項に規定する所得の合計額をいい、1月から6月までの間の措置においては、前々年の所得とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税が非課税の者として取り扱うものとする。この場合において、寡婦又は寡夫とみなしした者であって、市町村民税が非課税の者として取り扱う者以外のものについて、所得割の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額以下である子をいい、他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の秋田市児童福祉法施行細則（以下「改正後の細則」という。）附則第3項の規定および第2条の規定による改正後の母子保健法による費用の徴収に関する規則（以下「改正後の規則」という。）附則第5項の規定は、平成30年10月1日から適用する。

（秋田市児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

3 改正後の細則別表第1の備考の8および別表第2の備考の10の規定は、平成30年度分の市町村民税の額および平成29年分の

所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定から適用し、平成29年度分までの市町村民税の額および平成28年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定については、なお従前の例による。

（母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

4 改正後の規則別表の備考の6の規定は、平成30年度分の市町村民税の額および平成29年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成29年度分までの市町村民税の額および平成28年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第3号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

（身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第1条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考に次のように加える。

6 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（同法第313条第1項に規定する所得の合計額をいい、1月から6月までの間の措置においては、前々年の所得とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税が非課税の者として取り扱うものとする。この場合において、寡婦又は寡夫とみなしした者（以下「みなし寡婦等」という。）であって、市町村民税が非課税の者として取り扱う者以外のものについて、所得割の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額以下である子をいい、他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

別表第4の備考に次のように加える。

7 別表第2の備考の6の規定は、この表におけるみなし寡婦等に係る市町村民税が非課税の者としての取扱い又は市町村民税もしくは所得税の額の計算について準用する。

別表第5の備考に次のように加える。

7 別表第2の備考の6の規定は、この表におけるみなし寡婦等に係る市町村民税が非課税の者としての取扱い又は市町村民税もしくは所得税の額の計算について準用する。

(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)
第2条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考に次のように加える。

6 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（同法第313条第1項に規定する所得の合計額をいい、1月から6月までの間の措置においては、前々年の所得とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税が非課税の者として取り扱うものとする。この場合において、寡婦又は寡夫とみなしした者（以下「みなし寡婦等」という。）であって、市町村民税が非課税の者として取り扱う者以外のものについて、所得割の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額以下である子をいい、他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

別表第4の備考に次のように加える。

7 別表第2の備考の6の規定は、この表におけるみなし寡婦等に係る市町村民税が非課税の者としての取扱い又は市町村民税もしくは所得税の額の計算について準用する。

別表第5の備考に次のように加える。

8 別表第2の備考の6の規定は、この表におけるみなし寡婦等に係る市町村民税が非課税の者としての取扱い又は市町村民税もしくは所得税の額の計算について準用する。

(老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第3条 老人福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考の6を備考の7とし、備考の5を備考の6とし、備考の4の次に次のように加える。

5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（同法第313条第1項に規定する所得の合計額をいい、1月から6月までの間の措置においては、前々年の所得とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税が非課税の者として取り扱うものとする。この場合において、寡婦又は寡夫とみなしした者であって、市町村民税が非課税の者として取り扱う者以外のものについて、所得割の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額以下である子をいい、他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

（秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正）

第4条 秋田市助産施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中備考の4を備考の5とし、備考の3の次に次のように加える。

4 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（同法第313条第1項に規定する所得の合計額をいい、1月から6月までの間の入所においては、前々年の所得とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税が非課税の者として取り扱うものとする。この場合において、寡婦又は寡夫とみなしした者であって、市町村民税が非課税の者として取り扱う者以外のものについて、所得割の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額以下である子をいい、他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）
 (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
 (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

（秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正）

第5条 秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表の備考に次のように加える。

- 5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（同法第313条第1項に規定する所得の合計額をいい、1月から6月までの間の入所においては、前々年の所得とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税が非課税の者として取り扱うものとする。この場合において、寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税が非課税の者として取り扱う者以外のものについて、所得割の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、その者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額以下である子をいい、他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）
 (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
 (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 （身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
 2 第1条の規定による改正後の身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則別表第2の備考の6、別表第4の備考の7および別表第5の備考の7の規定は、平成30年度分の市町村民税の額および平成29年分の所得税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成29年度分までの市町村民税の額および平成

28年分までの所得税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。

（知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則別表第2の備考の6、別表第4の備考の7および別表第5の備考の8の規定は、平成30年度分の市町村民税の額および平成29年分の所得税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成29年度分までの市町村民税の額および平成28年分までの所得税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。

（老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第3条の規定による改正後の老人福祉法による費用の徴収に関する規則別表第2の備考の5の規定は、平成30年度分の市町村民税の額および平成29年分の所得税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定から適用し、平成29年度分までの市町村民税の額および平成28年分までの所得税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定については、なお従前の例による。

（秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第4条の規定による改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則別表の備考の4の規定は、平成30年度分の市町村民税の額および平成29年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成29年度分までの市町村民税の額および平成28年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

（秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第5条の規定による改正後の秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則別表の備考の5の規定は、平成30年度分の市町村民税の額および平成29年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成29年度分までの市町村民税の額および平成28年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

秋田市中小企業振興推進会議規則をここに公布する。

平成31年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第4号

秋田市中小企業振興推進会議規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市中小企業振興基本条例（平成30年秋田市条例第56号）第10条第5項の規定に基づき、秋田市中小企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長および副会長）

第2条 推進会議に会長および副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、産業振興部商工貿易振興課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(推進会議の招集)

2 この規則の施行後最初に開催される推進会議の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

秋田市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第5号

秋田市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

秋田市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年秋田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長に欠員を生じた場合に新たに指名される委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長は、これを再任することができる。

第9条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において」を「前項の場合において、委員長は」に、「取扱い」を「取扱い（審議の対象としない場合にあっては、その理由を含む。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、当該会議に係る前条第1項の意見を提出するための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間ならびに会議の日時および場所を周知するものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(運営上の留意事項)

第12条 消防長および委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を出しやすい環境づくりならびに委員会の公正性および透明性の確保に努めなければならない。

別記様式中

※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受付年月日	
------------------	-------------	--

提出者所属名	意見提出日 年月日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付年月日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受付年月日	

(意見取りまとめ者を経由する場合) 意見取りまとめ者から委員会の庶務担当課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い
記名・匿名

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教 委 規 則

秋田市立御所野学院高等学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月13日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤孝哉

秋田市教委規則第2号

秋田市立御所野学院高等学校管理規則等の一部を改正する規則

(秋田市立御所野学院高等学校管理規則の一部改正)

第1条 秋田市立御所野学院高等学校管理規則（平成29年秋田市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「4月5日」を「4月4日」に改め、同項第5号中「7月24日から8月24日」を「7月22日から8月20日」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「12月26日から1月12日」を「12月22日から1月13日」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同条第2項中「第7号」を「第6号」に改め、同条第3項中「第1項第8号」を「第1項第7号」に改める。

第4条第2項第2号中「34単位時間」を「32単位時間」に改める。

第6条第2項中「宿泊を要するとき又は」および「（国外を含む。）」を削る。

第8条第1項第2号中「認める場合」を「認め、あらかじめ臨時休業承認申請書により教育委員会の承認を受けた場合」に改め、同条第2項中「前項」を「前項第1号」に、「臨時休業報告書」を「非常変災等臨時休業報告書」に改める。

(秋田市立御所野学院高等学校学則の一部改正)

第2条 秋田市立御所野学院高等学校学則（平成29年秋田市教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「秋田市」を「秋田県」に改める。

第5条第1号中「10月の第2月曜日」を「9月30日」に改め、同条第2号中「10月の第2月曜日の翌日」を「10月1日」に改める。

提出者所属名	意見提出日 年月日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付年月日	

第7条中「を卒業した者」を「もしくは義務教育学校を卒業した者もしくは中等教育学校の前期課程を修了した者」に改める。

第8条第1項中「30日以内」の次に「(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第104条第3項の規定により入学を許可された者にあっては、校長が定める日)」を加え、同項ただし書を削る。

第10条中「出身中学校長」を「出身の中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長」に改める。

第25条第3項中「学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)」を「施行規則」に改める。

(旧秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部改正)
第3条 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則を廃止する

規則(平成28年秋田市教委規則第9号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則(平成11年秋田市教委規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「4月5日」を「4月4日」に改め、同条第4号中「7月24日から8月24日」を「7月22日から8月20日まで」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「12月26日から1月12日」を「12月22日から1月13日」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とする。

(旧秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則の一部改正)
第4条 秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則を廃止する規則(平成28年秋田市教委規則第10号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則(平成11年秋田市教委規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「10月の第2月曜日」を「9月30日」に改め、同条第2号中「10月の第2月曜日の翌日」を「10月1日」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第20号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年2月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更した土地の区域
秋田市樺山石塚谷地および上北手荒巻字鳥越地内
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第21号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更した

ので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年2月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 樺山石塚谷地地区計画
- 2 都市計画を変更した土地の区域
秋田市樺山石塚谷地および上北手荒巻字鳥越地内
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第22号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項および第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第85条の規定により告示する。

平成31年2月5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名稱	事業所の名稱	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
社会福祉法人河辺ふくし会	河辺莊訪問介護事業所	秋田市河辺大張野字水口沢216番地	平成31年1月31日	訪問介護
社会福祉法人秋田聖徳会	秋田聖徳会居宅介護支援事業所	秋田市旭南一丁目8番12号	平成31年1月31日	居宅介護支援

秋田市告示第23号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第24条第1項の規定により、国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり告示する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この告示に基づく縦覧期間内に限り、法第23条の規定により、国土交通大臣に土地収用法施行規則(昭和26年建設省令第33号)第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により、秋田県知事に意見書を提出することができる。

平成31年2月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川雄物川水系雄物川中流部改修工事(新波築堤・左岸:秋田県秋田市雄和女米木字高麓沢地内から同市雄和新波字新町地内まで)
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
左岸
秋田県秋田市雄和女米木字高麓沢および字白川、雄和繫字下モ谷地、字繫、字新聞および字五枚開ならびに雄和新波字下モ野、字新波および字新町 地内
 - (2) 使用の部分

左岸

秋田県秋田市雄和女米木字白川ならびに雄和繫字下モ谷地
および字繫 地内

4 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部道路建設課

5 縦覧期間

平成31年2月8日から同月21日まで

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

秋田市告示第24号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年2月7日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第25号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年2月7日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度分介護保険料督促状

秋田市告示第26号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年2月8日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第27号

平成31年2月18日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成31年2月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰國の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成31年2月8日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
ねこの手ケアプランセンター	秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎3階	平成31年 1月15日
ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番 24号	平成31年 1月1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廢 止 年月日
河辺荘訪問介護事業所	秋田市河辺大張野字水口沢216 番地	平成31年 1月31日

秋田市告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰國の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成31年2月8日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番 24号	平成31年 1月1日
城東スポーツ整形クリニック	秋田市中通七丁目1番3号	平成31年 1月1日
とし歯科クリニック	秋田市泉中央三丁目10番24号	平成31年 1月4日
玉木デンタルクリニック	秋田市旭南三丁目2番73号	平成31年 1月1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廢 止 年月日
にいだ内科循環器科クリニック	秋田市仁井田新田三丁目14番 17号	平成30年 12月31日

ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	平成30年12月31日
城東スポーツ整形クリニック	秋田市中通七丁目1番3号	平成30年12月31日
とし歯科クリニック	秋田市泉中央三丁目10番24号	平成31年1月3日
玉木デンタルクリニック	秋田市旭南三丁目2番73号	平成30年12月31日

秋田市告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成31年2月8日

秋田市長 穂 積 志

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
佐藤正一	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地 1 2F	平成31年2月1日

秋田市告示第31号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年2月8日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市飯島松根東町2番12号

深井和己

2 送達すべき書類の名称

平成30年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第32号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成31年2月8日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成31年1月5日から同月29日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間

午前10時から午後7時まで

イ 場所

秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成31年2月22日から同年8月22日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有权の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第33号

市道路線の認定に関する告示における認定事項の一部変更について

市道路線の認定に関する告示（昭和61年3月31日付け秋田市告示第20号）より認定した事項の一部を次のとおり変更する。

平成31年2月13日

秋田市長 穂 積 志

1 変更内容

整理番号	旧新	路線名	起終点
90351	旧	五十丁小又線	秋田市上新城五十丁字大村屋敷217番2地先 秋田市上新城小又字大槻前22番2地先
	新	五十丁小又線	秋田市上新城五十丁字大村屋敷218番6地先 秋田市上新城小又字大槻前22番2地先

2 変更年月日

平成31年2月13日

秋田市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成31年2月15日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

堀内町内会

2 認可年月日

平成10年2月18日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 田 口 誠太郎

秋田市太平中閑字寺中15番地

変更後 佐々木 秀夫

秋田市太平中閑字寺中2番地

4 変更年月日

平成31年1月13日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成31年2月15日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

茱萸野町内会

2 認可年月日

平成16年7月27日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 齊 藤 學

秋田市河辺北野田高屋字茱萸野146番地1

変更後 佐 藤 公 紀

秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地

4 変更年月日

平成31年2月3日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成31年2月18日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

岩城町内会

2 認可年月日

平成24年10月12日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 佐 藤 務

秋田市下新城岩城字楓ノ木40番地4

変更後 石 川 平 臣

秋田市下新城岩城字上向80番地

4 変更年月日

平成31年2月3日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第37号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226

号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年2月20日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税督促状

3 通知年度、賦課年度および期別

別紙（省略）のとおり

秋田市告示第38号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第2項において準用する同法第72条第1項の規定に基づき、公開による意見の聴取を次のとおり行うので、秋田市建築関係公開意見聴取規則（昭和40年秋田市規則第24号）第2条の規定により告示する。

平成31年2月20日

秋田市長 穂 積 志

1 意見の聴取の日時

平成31年2月26日（火）午後3時から

2 意見の聴取の場所

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市庁舎分館2階 会議室

3 意見の聴取をしようとする事項

秋田市桜ガ丘町内会 会長 須磨 武から申請された秋田市「ハイタウン桜」団地建築協定の変更認可申請を認可した場合に支障があるかどうかについて

秋田市告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成31年2月20日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

新波自治会

2 認可年月日

平成9年7月1日

3 変更があった事項およびその内容

(1) 規約に定める区域

規約第3条中「字下野」の次に「字碇り、字新波」を加える。

(2) 変更年月日

平成31年2月15日（規約の変更認可日）

(3) 変更の理由

規約に定める区域の変更による

秋田市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年2月22日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

秋田市山谷町内会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 親睦旅行の実施
- (5) 太平地区各種会合の出席

3 区域

本会の区域は、秋田市太平山谷字下野5番地、太平山谷字地主(45番地を除く)および太平山谷字中山谷89番地から229番地1(160番地を除く)までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、秋田市太平山谷字中山谷143番地4に置く。

5 代表者の氏名及び住所

鈴木久光
秋田市太平山谷字地主42番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20および同法第260条の21の規定により解散する。

9 認可年月日

平成31年2月22日

秋田市告示第41号

次の差押調書（謄本）、配当計算書および差押解除通知書は、本人の住所または居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、これらの書類は、企画財政部納稅課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年2年25日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

- (1) 住所 秋田市千秋矢留町5番1号 メゾンド・セドール215
氏名 高橋梨香
- (2) 住所 秋田市新屋田尻沢東町2番4号
氏名 小野洋

2 送達する書類

- (1) 差押調書（謄本） 3通
配当計算書 3通
- (2) 差押調書（謄本） 1通
差押解除通知書 1通

秋田市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成31年2月25日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

神田町内会

2 認可年月日

平成12年11月30日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 京野真悦

秋田市外旭川字神田704番地2

変更後 小野邦夫

秋田市外旭川字梶ノ目188番地1

4 変更年月日

平成31年2月10日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年2月26日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田市添川字添川70番地

米塚 亜津子

セブンイレブン秋田山王大通り店

秋田市告示第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成31年2月27日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（更生医療）

担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第14号	秋田南クリニック	秋田市南ヶ丘一丁目3番1号	平成31年3月1日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第15号	秋田泌尿器科クリニック	秋田市広面字谷地沖6番地1	平成31年3月1日
第17号	石田医院	秋田市東通觀音前8番5号	平成31年3月1日
第18号	清和病院	秋田市柳田字石神59番地	平成31年3月1日

担当する医療の種類：歯科矯正に関する医療

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第16号	医療法人山内 歯科・矯正歯 科	秋田市中通三丁目1 番7号	平成31年 3月1日

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第121号	スダ薬局	秋田市外旭川字梶ノ 目509番地3	平成31年 3月1日

秋田市告示第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成31年2月27日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：心臓脈管外科に関する医療

指定 番号	医 療 機 関 名	医療機関 住 所	開設者名	指 定 年月日
37	秋田県立 脳血管研 究センター	秋田市千秋 久保田町6 番10号	地方独立行政法 人秋田県立病院 機構 理事長 鈴木 明文	平成31年 3月1日

秋田市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成31年2月27日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

添川町内会

2 認可年月日

平成11年2月18日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 萩原 勉

秋田市添川字湯沢54番地

変更後 米塚 二男

秋田市添川字添川20番地

4 変更年月日

平成31年2月3日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成31年2月27日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

中の沢自治会

2 認可年月日

平成7年12月28日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 佐々木 強

秋田市雄和萱ヶ沢字二タノ沢40番地

変更後 打矢 美文

秋田市雄和萱ヶ沢字又三郎沢4番地2

4 変更年月日

平成31年1月20日

5 変更の理由

役員改選による

教 委 告 示**秋田市教委告示第2号**

平成31年2月13日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成31年2月8日

秋田市教育委員会
教育長 佐藤 孝哉

付議案件

秋田市立御所野学院高等学校管理規則等の一部を改正する件

秋田市教委告示第3号

平成31年2月28日午後5時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

平成31年2月25日

秋田市教育委員会
教育長 佐藤 孝哉

付議案件

教職員人事異動に関する件

農 委 告 示**秋田市農委告示第2号**

平成31年2月15日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成31年2月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉秋
案件

1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（4件）

2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）

3 農用地利用集積計画（平成30年度第11号）に関する件

4 非農地証明申請に関する件（4件）

上下水道局告示**秋田市上下水道局告示第4号**

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の休止の届出を受理したので、秋

田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成31年2月4日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定給水装置工事事業者の休止

事業者名	代表者	所在地
有限会社湖東製作所	鷺谷 真木子	南秋田郡井川町北川尻字中村112番地

2 休止年月日

平成30年4月28日

秋田市上下水道局告示第5号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の休止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成31年2月4日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定排水設備工事事業者の休止

事業者名	代表者	所在地
有限会社湖東製作所	鷺谷 真木子	南秋田郡井川町北川尻字中村112番地

2 休止年月日

平成30年4月28日

秋田市上下水道局告示第6号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成31年2月6日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
北斗施設株式会社	畠山 慶午	山本郡三種町鹿渡字町後144番地3

2 廃止年月日

平成31年1月31日

秋田市上下水道局告示第7号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成31年2月13日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 指定排水設備工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
安田水道	安 田 貢	秋田市山王沼田町7番38号 山王アイC号

2 廃止年月日

平成30年10月24日

公 告

秋田市公告

秋田県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に関する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年2月1日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画区域区分

2 都市計画を変更した土地の区域

秋田市樺山石字塚谷地および上北手荒巻字鳥越地内

3 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成31年2月13日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田県南秋田郡井川町北川尻字上村宅地59番地

有限会社畠山不動産

代表取締役 畠山 光

2 道路位置指定箇所

秋田市樺山城南新町692番1

3 道路幅員

5.01メートル

4 道路延長

35.00メートル

5 指定年月日および番号

平成31年2月13日 第7号

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成31年2月25日

<p style="text-align: center;">秋田市長 穂 積 志</p> <p>1 届出事項の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地 株式会社秋田ショッピングセンター 代表取締役 川上 茂樹 秋田県秋田市中通二丁目8番1号</p> <p>(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 フォンテ秋田 所在地 秋田県秋田市中通二丁目8番1号</p> <p>(3) 変更した事項</p> <p>ア 大規模小売店舗の名称 変更前 秋田ショッピングセンター 変更後 フォンテ秋田</p> <p>イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 変更前 株式会社秋田ショッピングセンター 代表取締役 井川 東良 秋田県秋田市中通二丁目8番1号</p> <p>変更後 株式会社秋田ショッピングセンター 代表取締役 川上 茂樹 秋田県秋田市中通二丁目8番1号</p> <p>ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり</p> <p>(4) 変更年月日</p> <p>ア 平成22年12月1日 イ 平成29年6月26日 ウ 平成30年4月1日</p> <p>(5) 変更理由</p> <p>ア 店舗名称の変更のため イ 代表者の変更のため ウ 改装によるテナント入れ替えのため</p> <p>2 届出年月日 平成31年2月12日</p> <p>3 関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 縦覧場所 秋田市産業振興部商工貿易振興課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成31年2月25日から同年6月25日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）</p> <p>4 意見書の提出先 秋田市産業振興部商工貿易振興課</p> <p>5 意見書に添付する書面に記載すべき事項</p> <p>(1) 意見を述べる者の氏名及び住所 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 (3) 意見を述べる理由</p> <hr/> <p>秋田市公告</p> <p>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成30年度第11号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成31年2月25日</p> <p style="text-align: center;">秋田市長 穂 積 志</p> <p>1 縦覧に供する書類</p>	<p>農用地利用集積計画書</p> <p>2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。</p> <p>3 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課</p>
---	---